

訪問看護利用料金表 説明書・同意書 <介護保険>

1/3

令和8年6月1日付

訪問看護費

訪問看護			サービスの内容略称	単位	利用料【円】 (10割)	利用者負担額【円】		
						(1割)	(2割)	(3割)
☐	30分未満		訪看Ⅰ 2	471	4710	471	942	1413
☐	30分以上60分未満		訪看Ⅰ 3	823	8230	823	1646	2469
☐	60分以上1時間30分未満		訪看Ⅰ 4	1128	11280	1128	2256	3384
介護予防訪問看護			サービスの内容略称	単位	利用料【円】 (10割)	利用者負担額【円】		
						(1割)	(2割)	(3割)
☐	30分未満		予防看Ⅰ 2	451	4510	451	902	1353
☐	30分以上60分未満		予防看Ⅰ 3	794	7940	794	1588	2382
☐	60分以上1時間30分未満		予防看Ⅰ 4	1090	10900	1090	2180	3270
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問			サービスの内容略称	単位	利用料【円】 (10割)	利用者負担額【円】		
						(1割)	(2割)	(3割)
☐		1回あたり20分	訪看Ⅰ 5	294	2940	294	588	882
☐	(要介護者対象)	1回あたり40分	訪看Ⅰ 5	588(294×2)	5880	588	1176	1764
☐		1回あたり60分	訪看Ⅰ 5・2超	795(265×3)	7950	795	1590	2385
☐	(要支援者対象)	1回あたり20分	予防看Ⅰ 5	284	2840	284	568	852
☐		1回あたり40分	予防看Ⅰ 5	568(284×2)	5680	568	1136	1704
看護師による自費訪問				利用者負担額【円】				
☐	30分未満			4710				
☐	30分以上60分未満			8230				
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による自費訪問				利用者負担額【円】				
☐	1回あたり40分			5880				
☐	1回あたり60分			8820				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスと連携する場合				単位	利用料【円】 (10割)	利用者負担額【円】		
						(1割)	(2割)	(3割)
☐	定期巡回訪看			2961	29610	2961	5922	8883
☐	要介護5の場合の加算			800	8000	800	1600	2400
※ 早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)は所定単位の25%を加算、夜間(22時～翌6時)は所定単位の50%を加算します。 但し、緊急訪問の場合は月の2回目以降に加算します。								
※ 准看護師が訪問看護サービスを行った場合は所定単位の90%を算定します。								
※ 理学療法士等の訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合(理学療法士等>看護職員)、又は特定の加算を算定していない場合は1回につき8単位を減算します。また利用開始日の属する月から1年を超えて理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が予防訪問看護を行う場合、所定単位から1回につき15単位を更に減算します。								
※ 理学療法士等の予防訪問看護の訪問回数が看護職員による訪問回数以下である場合(理学療法士等≦看護職員)、且つ特定の加算をいずれか算定している場合は1回につき5単位を減算します。								
※ 通常の事業実施地域を越えて、中山間地域等に居住する利用者に訪問看護サービスを行った場合は所定単位の5%を加算します。								
※ 介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担(10割)となります。								

訪問看護		サービスの内容略称	単位	利用料 (10割)	利用者負担額 [円]		
					(1割)	(2割)	(3割)
☐	緊急時訪問看護加算 ★1	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600単位/月	6000円	600円	1200円	1800円
☐		緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574単位/月	5740円	574円	1148円	1722円
☐	特別管理加算 ★2	特別管理加算(Ⅰ)	500単位/月	5000円	500円	1000円	1500円
☐		特別管理加算(Ⅱ)	250単位/月	2500円	250円	500円	750円
☐	ターミナルケア加算(予防を除く)	ターミナルケア加算	2500単位/月	25000円	2500円	5000円	7500円
☐	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ	3単位/回	30円	3円	6円	9円
☐	初回加算または退院時共同指導加算 ★3	初回加算	300単位/月	3000円	300円	600円	900円
		退院時共同指導加算	600単位/回	6000円	600円	1200円	1800円
☐	長時間訪問看護加算 ★4	長時間訪問看護加算	300単位/回	3000円	300円	600円	900円
☐	複数名訪問加算 ★5	複数名訪問加算Ⅰ	30分未満	254単位/回	254円	508円	762円
			30分以上	402単位/回	4020円	402円	804円
☐	看護・介護職員連携強化加算(予防を除く) ★6	看護・介護職員連携強化加算	250単位/月	2500円	250円	500円	750円
☐	介護職員等処遇改善加算	処遇改善加算	1か月の単位数の総計に1.8%を乗じて参した額				
加算	※ 「緊急時訪問看護加算」・「特別管理加算」・「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外となります。						
	★1 24時間、看護師(看護師等以外の職員を含む)への電話連絡・相談が可能で、必要時には休日や時間外でも緊急訪問をおこないます。						
	★2 特別管理加算の対象となるのは、下記の状態の方です。						
	(Ⅰ)・在宅悪性腫瘍患者の指導管理、在宅気管支切開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態						
	(Ⅱ)・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管療法、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続用圧呼吸療法指導管理						
	・在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態						
	・人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態						
	・点滴注射を3日以上行う必要があると認められた状態						
	★3 初回加算:新規に訪問看護を提供した場合や区分変更(要支援⇄要介護)時に算定します。また、病院等から退院した日に初回の訪問をおこなった場合、350単位/月となります。						
	退院時共同指導加算:病院等から退院時に、主治医等と連携して居宅における療養上必要な指導を行った場合、月1回(特別管理加算の利用者は2回まで)算定します。						
★4 特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間30分以上の訪問看護をおこなった場合に算定します。							
★5 複数名訪問加算の対象となるのは下記の方で、ご利用者様の同意を得て算定します。							
①利用者の身体的理由(体重が重い等)により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合							
②暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合							
③その他利用者の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められた場合							
★6 以下の場合に算定します。							
・医師の指示のもと、訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合							
・利用者に対する安全なサービス提供整備や連携体制確保のための会議に出席した場合							

